

令和4（2022）年9月30日開催

令和4年度  
柏崎市農業委員会第28回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会第28回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年9月30日(金)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条許可申請について  
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
議第5号 令和4年度柏崎市農業委員会の意見書について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時00分

山崎事務局長

ただ今より、第28回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。欠席報告1人。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また農地利用最適化推進委員の出席は24人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、1 番 高橋 忠委員、19 番 小川 勝史委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

和田主任

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請について御説明いたします。

申請番号 1 野田地内、田、24 筆、計 20,332 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明い

たします。

申請番号1 東本町三丁目地内、畑、631㎡。一般個人住宅。第3種でございます。

申請地は、以前より一般個人住宅の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第2号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第3号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書3ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 剣野町地内、田、94㎡。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号2 岩上地内、3筆、田、計1043㎡。販売用集合住宅2棟。第3種でございます。

申請番号3 高柳町荻ノ島地内、2筆、田、計336㎡。社員保養施設。第2種でございます。

申請地につきましては、昭和38年頃より、渡人の亡き夫が一般個人住宅の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、埼玉県内で建設業を行っております。平成30年に当該家屋を社員保養施設の目的に取得しており、この度、敷地も併せて取得し、利用するものです。

申請番号4 西山町坂田地内、畑、389㎡。車庫及び堆雪場。第2種でございます。

申請番号5 春日一丁目地内、畑、208㎡。駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、受人は、春日一丁目地内において建設業を行う〇〇〇という法人を経営しております。当該法人の事業所には、来客及び社員等の駐車スペースがないため、事業所から距離が近い申請地を駐車場として利用するものです。利用に当たっては、受人が申請地を取得し、当該法人に貸し出す計画となっております。

申請番号6 番神二丁目地内、畑、52㎡。駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、受人はホテルやリゾート施設の開発経営等を行っており、番神二丁目地内において社員保養施設を所有しております。施設の敷地内には駐車スペースが3台分ありますが、利用者数に対して不足しているため、施設から距離が近い申請地を、隣接する宅地と併せて駐車場として取得し、利用するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書4ページを御覧ください。議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）、（県営経営体育成基

盤整備事業 五日市・内方地区（大坪地区）関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後 10 日以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（114 筆）106,658.60 m<sup>2</sup>、畑（2 筆）196.00 m<sup>2</sup>、その他（4 筆）124.00 m<sup>2</sup>。9、関係人の数、受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 29 人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 4（2022）年 10 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は、別紙明細のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 令和 4 年度柏崎市農業委員会の意見書について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 11 ページを御覧ください。議第 5 号 令和 4 年度柏崎市農業委員会の意見書について、御説明申し上げます。

意見書を作成するにあたりまして、8 月 29 日に市議会の産業建設常任委員会の皆様と運営委員、農政会議の委員の皆様と意見交換会をさせていただきました。同日、農政会議で意見書（案）の検討を行い、9 月 13 日の運営会議で意見書（案）を決定させていただきました。

議第 5 号 令和 4 年度柏崎市農業委員会の意見書について、令和 4 年度柏崎市農業委員会の意見書は、柏崎市長に下記意見書により行う。

令和 4 年 9 月 30 日提出 柏崎市農業委員会 会長 石塚道宏。柏崎市農業施策等に関する意見書（案）。貴職におかれましては、本市の農業・農村振興に鋭意取り組まれますと

もに、農業委員会活動に対し、御理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足、耕作放棄地の増大や外国産農産物の輸入拡大など、極めて厳しい状況にあります。さらに、コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略による穀物・エネルギー価格高騰や歴史的な円安による影響は、農業経営者にも及んでおります。

このような情勢の中においては、農業経営の安定化を図り、意欲ある先進的な担い手を育成し、地域農業の持続的な進展を促す施策によって、食料、農業及び集落に関する諸課題を解決することが求められます。

つきましては、下記のとおり意見書を提出しますので、令和5（2023）年度農業関係予算編成に際し、その実現に向けて格段の御配慮と積極的な取組をお願い申し上げます。

1、柏崎市に必要な農地の存続とその集積・集約について。令和4（2022）年5月、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて法定化され、令和5（2023）年4月1日から施行されます。

その地域計画を実りあるものとするためには、農地の集積・集約化を推し進める必要があります。その前提として、中山間地を多く抱える柏崎市の課題である、地域において存続させるべき必要な農地を見極めた上で、コスト削減や作業効率の観点から面的集積を一気呵成に進める必要があると考えます。そこで、その推進を後押しするための支援として、例えば、農地の出し手（所有者）に対し、所有権移転の意向に従って、耕作者に譲渡する場合に、短期（2年）間に限って助成する制度の創設を要望します。

また、農地の集積・集約化を進めることにより、受け手（耕作者、借受人）の負担が大きくなる傾向が見られます。受け手の支援として、農業機械等に係る補助制度の拡充を図るとともに、地域の実情に即した畦畔の除去や暗きょ排水の整備など、農作業の効率化が図られるよう関係予算の十分な確保をお願いします。

2、活力ある農業者の経営発展に向けた支援について。国内の15歳から64歳の人口が急速に減少する見込みとなる中、農業従事者の高齢化と後継者不足は深刻さを増し、新規就農者や認定農業者等の、いわゆる「担い手」、取り分け若い農業者の確保、育成が課題となっています。そこで、次世代農業を担う若い農業者の育成・支援のため、次のとおり一層のサポートを求めるものです。

まず、本市の農業が持続可能な高収益産業へと変貌を遂げる支援をお願いします。その端緒として、商工観学といった異業種等との連携を強化することが必須であると考えます。異業種と交流することで、いわゆる「出口戦略」、すなわち、主に生産物の販路拡大につながることを期待されるからです。そして、このような連携は若い農業者の育成にとどまることなく、市内農業者全体に当てはまると考えます。さらに、柏崎の魅力の一つである新潟産業大学及び新潟工科大学の学生との交流をすることで、学生の斬新なアイデアが、若い農業者の刺激となり、新たな取組につながるものと期待できます。これらのことから、

農業者と異業種等との交流の場を設けていただくことを要望します。

次に、農業への取組や責任を若い世代に頼り、また、特定の人物に集中させることは、その方の大きな負担となります。そこで、市全体で後押しするためにも、地域のリーダーである熟練農業者が組織立って、若い農業者を支援する仕組の構築を求めるものです。加えて、社会全体にデジタル化に向けた取組が浸透している中、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった言葉を見聞きするようになりました。その状況を踏まえると、例えば、柏崎地域における農業経営の基礎データ等を蓄積して、希望者にそれを公開する手法の制度設計も将来的に御一考願うものです。

さらに、このまま一層農業者が減少すれば、農産物の生産量はそれに比例して減少し、そしてそれは、食料自給を確保する上で大きなリスクとなって表面化します。若い農業者を支援していくことは、将来にわたって、市民に安心・安全な地場産農産物を持続的に提供していくことに貢献します。このことから、若い農業者への支援体制の一層の充実をお願いします。

3、有害鳥獣対策の強化について。近年、有害鳥獣害被害が常態化しており、特にイノシシやシカに関しては、年々生息域を拡大させ、被害地域も広範囲となり、山際はもちろんのこと、平地の田畑、更には市民の生活圏にまで被害が及んでいる状況です。また、鳥獣被害は物的・人的被害のみならず、農家の営農意欲を減退させることとなり、その結果、耕作放棄地の増大につながるなど、数字には表れにくい損害も多く発生しています。

農作物への有害鳥獣の被害防止対策につきましては、毎年、補助事業等の活用により電気柵の設置等に御尽力いただき、令和3（2021）年度には、新たに「既設電気柵更新事業補助金」及び「有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金」を始めとする補助事業を創設くださいましたことに感謝申し上げます。

現在、国はICT（情報通信技術）機器を活用した有害鳥獣害対策の実証実験及び効果的な取組みの普及を進めておりますが、国の調査によると捕獲や追い払い、省力化等において一定の効果があると報告されています。また、猟犬の代わりにドローンを使ったイノシシやシカなどの追い込み猟の実証実験を実施した猟友会の事例も聞き及びます。今後も、個体数減少に向けた捕獲体制の強化とともに、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者が減少・高齢化している現状も踏まえ、ICTの導入も視野に入れた国の補助事業の更なる活用及び市単独事業（助成）の構築による有効な対策の実施を引き続きお願いするものです。

さらに、有害鳥獣の問題は、森林の在り方と大きく関わりを持ちます。集落の過疎化や高齢化が深刻な問題となっている中、野生動物との緩衝地帯とされていた場所が再び森林に戻ってきており、奥山から降りてくる野生鳥獣を追い返すための活力が失われています。農地及び森林全体をどのように管理していくかを模索し実行していくことで、野生鳥獣との共生を可能にし、顕在化している鳥獣被害を抑制するものと考えことから、林業分野と連携した「里山整備事業」への取組を期待します。



4、農業委員会の予算について。農業委員会の重要な任務のひとつに、農地利用の最適化の推進があります。

先に申し上げたとおり、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変えて法定化されました。そして、その地域計画のうち、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定める「目標地図」を、農業委員会が作成するとされました。その作成には、まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域の農地の集積・集約化をリードしていくことはもちろん、その更なる推進のためには、地域の基礎データ等として、農地の利用状況や所有者の意向を調査、把握することが必要となります。この調査のための財源を確保するとともに、農業委員会活動への適切な予算措置をお願いします。

内容は以上です。この意見書でご了承いただけましたら、10月17日に、会長をはじめ運営会議の委員から市長へ提出する予定です。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 議長

今ほど事務局より説明がありました。これまでの間、農政会議の皆様から御難儀をいただきました。ここで、農政会議の代表 安野委員から発言があればお願いします。

#### No.5 安野 検一委員

農政会議の方である程度意見書を作らせていただきました。先月の総会でもお話させていただきましたが、従来ですと7から8項目ほどの意見書の内容を市長に提出していましたが、項目が多すぎて一向に進展状況がなかったというのが、ここ数年の経過でありました。それを踏まえた中で、先月の総会でも少しお話しをしました、項目を絞って、どうしてもやらなければならないところを意見書として提出したいと思います。

一つ目は、柏崎市に本当に必要な農地の存続と集積・集約についてですが、地域計画を作るうえで、集積・集約がかなり必要になってきます。その中で、今の耕作者に対して、5年から7年くらいの中に農業経営から離れますといった申請をしていただいた方には、事前に一反当たり数万円という額を出して進めていければということで、予算編成をお願いしたいということで記載いたしました。

二つ目に、活力ある農業者の経営発展に向けた支援についてです。先日も産建委員や農政部会でもよくお話ししますが、農業を、農地を存続させるという入口からの部分は、農業委員会でも考えていける時代ではないと思います。それよりも出口戦略をしっかり考えた中で、また、それを実行できる中で、所有し耕作をしていくという目的がはっきりするわけです。出口戦略を農業者だけでなく、柏崎市全体で、商工業を含めた中で考え、農業というものを理解していただきたく、異業種交流なりをしていきたいと思っています。これには、若手の担い手だけでなく、定年退職をされた方など、JAさんに任せるだけではなく、全体でやっ

ていきたいということで、市長にリーダーシップをとっていただきたいという意見書であります。

三つ目に、有害鳥獣に関してです。今年、試験的に長岡、出雲崎、それから柏崎でもやっていたと思うのですが、ドローンで追い込みをかけてイノシシなりの捕獲をするという試みです。出雲崎ではかなり成果があったという報告を聞いています。ドローンで追い込みをかけて、一斉に捕獲をするということを少し考えていただきたいと思います。

捕獲も大事だと思います。ですが、農業者が一生懸命に水田や畑の草刈りをしてきれいにしていても、里山地帯に境界線となる緩衝地帯がないことで、有害鳥獣が出てきやすくなるということが、全国的にも指摘されています。森林組合と連携して、整備事業を行ってほしいということで記載いたしました。

四つ目は、我々農業委員会の予算について意見書として記載させていただきました。

今回は、市長にきちんと動いていただきたく、項目を少なくし、意見書を作りましたので、よろしく願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今の、事務局からの提案説明と、農政会議代表の安野委員の発言につきまして、御意見御質問はありませんでしょうか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄農業委員

12 ページの 1、柏崎市に必要な農地の存続とその集積・集約についてですが、文章の構成の仕方なのですが、「その地域計画を～」のところは 5 段にわたって句点がありません。少し長く読みづらいので、出来たらどこかで切って次に繋げられたらと思います。

議長

ありがとうございました。事務局の方で精査をしながら、この文章の構成について検討をお願いしたいと思います。

灰野委員よろしいでしょうか。

No.2 灰野 善栄農業委員

はい。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

したがいまして、10 月 17 日に、私をはじめ運営会議の皆様とともに、市長に意見書を提出し、意見交換をさせていただきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

議長

事務局から、その他事項をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後 10 時 45 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_